

老人福祉法案要綱について

昭和38年2月5日
社会保障制度審議会

昭和38年1月29日厚生省発企第4号で諮問のあった票記について本審議会の意見は、次のとおりである。

記

本案は、現下喫緊の要務である老人福祉の分野に重点を置く意欲を示したものとして了承するが、老人福祉対策の方向づけとなる点からみて、その総合的対策としては積極的、具体的施策に乏しいうらみがある。今後の高齢人口の推移に対処して、特に次の点に留意し、老人福祉施策の充実発展とその運営の万全を期すべきである。

1. 老人に対しては、その希望に応じ、社会的活動に参画できるようにすることが必要であるので、これに対する国および地方公共団体の責任を明らかにすべきである。
2. 老人に対しては、施設に収容された者、低所得階層に属する者などはもとより、ひろく老人全般にわたって強力な各般の施策をあわせ行なうべき

(諮問)

である。

3. 国は、老人福祉施設の不足の現状にかんがみ、国または公営等の施設の拡充に努め、特に地方公共団体に対する思い切った財源措置をとるべきである。
4. 老人福祉施設は、老人が孤独感にとらわれることのないよう、その設置の場所を考慮し、授産施設を設ける等の方法により、老人に働く機会を与える必要がある。また、その運営については、国がモデルを設定する等の方法により、その改善に努めるべきである。

なお、有料老人ホームに対する勧告により、無用な統制を行なうようなことがあってはならない。

5. 老人に対する健康診査の実施に当たっては、もれなく受診できるように留意するとともに、これにより病気を発見した場合、その療養が充分に行なわれるよう指導援助を行なう必要がある。

老人福祉法案要綱

昭和38年1月29日厚生省発企第4号
厚生大臣発 社会保障制度審議会会長宛

第1 総則に関する事項

1. 目的

この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健

康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とすること。

2. 基本的理念

老人は、多年にわたり社会の進展に寄与して

きた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする。

3. 社会への奉仕

老人は、その心身の健康を保持して自らの経験と知識とを社会に役立たせることができるよう努めなければならないものとし、その能力に応じて社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

4. 老人福祉増進の責務

国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有し、各般の施策にわたってこの責務を逆行するための配慮をしなければならないものとする。

5. としよりの日

国民の間にひろく老人の福祉についての関心と理解を深める等のため、9月15日をとしよりの日としこの日の趣旨にふさわしい行事を実施すること。

6. 老人福祉担当職員

都道府県及び市町村は、各福祉事務所に、老人福祉に関する専門的な業務を行なう職員を置かなければならないこと。

第2 福祉のための措置に関する事項

1. 健康診査

市町村長は、毎年、期日又は期間を指定し、65歳以上の者に対して、健康診査を行なわなければならないこと。

2. 養護老人ホームへの収容等

都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、老人の福祉を図るため、必要に応じて、次の措置をとらなければならないこと。

老人又はその養護者を指導すること。

老人を養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容すること。

老人の養護を養護受託者に委託すること。

により収容した老人の葬祭を行なうこと。

3. 老人の日常生活上の世話

市町村は、身体上又は精神上の理由及び家庭の事情により日常生活を営むのに支障がある老人の日常生活上の世話を行なうことができること。

4. 心身の健康の保持に資するための事業等

地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するため、ひろく老人が自主的かつ積極的に参加できる教養講座、レクリエーション等の事業を実施することができるとともに、老人クラブ等に対して適当な援助をすることができること。

第3 老人福祉施設に関する事項

1. 養護老人ホーム

居宅において生活することが困難な老人で都道府県知事等の措置を受けたものを収容し、養護する施設とすること。

2. 特別養護老人ホーム

身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時介護を必要とする老人で都道府県知事等の措置を受けたものを収容し、医学的管理のもとに養護する施設とすること。

3. 軽費老人ホーム

無料又は低額な利用料で老人を入所させ、給食その他日常生活に必要な便宜を供与する施設とすること。

4. 老人福祉センター

老人のために、無料又は低額な利用料で各種の相談に応じ、健康の増進、教養の向上、娯楽等のための便宜を供与する施設とすること。

第4 費用に関する事項

1. 支 弁

都道府県又は市町村は、健康診査、養護老人ホームへの収容等の措置に要する費用及び養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設備に要する費用を支弁すること。

2. 都道府県の負担

都道府県は、市町村が支弁する費用について、次のとおり負担すること。

健康診査に要する費用の3分の1

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用の4分の1

3. 国の負担

国は、都道府県及び市町村が支弁する費用について、次のとおり負担すること。

健康診査に要する費用の3分の1

養護老人ホームへの収容等に要する費用の10分の8

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用の2分の1

4. 補助

国は、都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村及び社会福祉法人に対し、この法律に定める老人福祉事業に要する費用の一部を補助することができること。

5. 福祉のための措置に要する費用は、その負担能力に応じて、老人又は扶養義務者から徴収することができること。

第5 有料老人ホームに関する事項

1. 有料老人ホーム（10人以上の老人を入所させ給食その他日常生活に必要な便宜を供与するこ

とを目的とする施設であって、老人福祉施設でないものをいう。以下同じ。）を設置した者は、都道府県知事に届け出なければならないこと。

2. 都道府県知事は、有料老人ホームの設備又は運営について必要な勧告をすることができること。

第6 附則に関する事項

1. この法律は、昭和38年4月1日から施行すること。

2. 社会福祉事業法、生活保護法その他の関係法律を改正すること。

中央及び地方の社会福祉審議会に老人福祉専門分科会を置くことができること。

生活保護法に基づく養老施設は、廃止すること。